●香川県告示第105号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和5年3月31日から同年4月20日まで一般の縦 覧に供する。

令和5年3月31日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道(主要地方道)
- 2 路線名観音寺佐野線(8号)
- 3 道路の区域

	区	間	変更	敷地の幅員	延 長	備考
			前後別	(メートル)	(メートル)	
鶴	観音寺市柞田町甲2477番2地		前	19.3~31.0	27	道路整備事業に伴う交差
先	先から					点改良
鶴	音寺市柞田町	丁甲2480番1地	後	20. 4~35. 5	27	
先	まで					